

令和7年5月14日

一般社団法人 日本資金決済業協会 御中

金融庁総合政策局リスク分析総括課
警察庁生活安全局保安課
警察庁生活安全局生活安全企画課
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課

オンラインカジノに係る賭博事犯防止及び電子マネーを利用した
特殊詐欺被害防止のための対応について（要請）

1. オンラインカジノに係る賭博事犯防止について

オンラインカジノについては、海外で合法的に運営されている場合でも、日本国内から接続して賭博を行うことは犯罪となり、賭博罪等で検挙されるおそれがあります。

警察においては、オンラインカジノに係る賭博事犯について取締りや広報啓発を推進しているところですが、オンラインカジノの利用を防止していくためには、国内においてオンラインカジノに係る為替取引や前払式支払手段の利用が行われないための対応も必要であると考えております。

つきましては、傘下会員に対して、

- ・ 日本国内でオンラインカジノに接続して賭博を行うことは犯罪であることについて利用者へ注意喚起すること
- ・ オンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令違反行為や公序良俗に反する行為のための決済等のサービス利用を禁止している旨を利用規約等で明らかにすること
- ・ 利用者が国内外のオンラインカジノで決済を行おうとしていることを把握した場合に当該決済を停止すること

など、オンラインカジノに係る賭博事犯の発生を防止するための取組みを実施いただくよう周知方宜しくお願いいたします。

2. 電子マネーを利用した特殊詐欺被害防止のための対応について

本年4月、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」がまとめられ、電子マネーを利用した特殊詐欺被害防止への対応が求められています。

貴協会におかれては、傘下会員に対して、詐取された電子マネーの利用を速やかに発見するためのモニタリングや当該電子マネーの利用発見時の迅速な利用停

止、警察への通報、顧客への注意喚起など、特殊詐欺被害防止に向けた態勢整備の充実・強化について周知いただくとともに、オンラインカジノ問題も含め、広報・啓発活動に取り組んでいただけるよう宜しくお願いいたします。

(参考)

警察庁ウェブサイト「オンラインカジノを利用した賭博は犯罪です！」

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/onlinecasino/onlinecasino.html>

「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」（令和 7 年 4 月 22 日犯罪対策閣僚会議）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/250422/honbun-1.pdf>